

広報よろん広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、与論町有料広告掲載に関する規程(平成23年与論町訓令第3号。以下「広告規程」という。)に基づき、町が作成する広報よろんへの広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(広告の大きさ及び掲載位置)

第2条 広告の大きさは、次のいずれかとする。

(1) 1種広告 左右87ミリメートル 天地45ミリメートル(1段×1/2)

(2) 2種広告 左右175ミリメートル 天地45ミリメートル(1段)

2 広告の掲載位置は、町長が決定する。

(広告の掲載料金)

第3条 広告の掲載料金は、1回当たり次のとおりとする

(1) 1種広告 5,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(2) 2種広告 10,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 掲載料金は、6回以上連続の申込みの場合はその10パーセントを減免する。

3 料金の支払いは、郵送された納入通知書により指定された口座へ振り込むか直接会計へ納入するものとする。

(広告内容)

第4条 広告のデザイン及び内容等は、広報よろんのイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

(広告原稿の作成)

第5条 広告原稿は、町が指定する方法により広告主の負担で作成し、掲載を希望する町報の発行日の30日前までに、広告規程に規定する有料広告掲載申込書及び原稿ファイルを添付しメール送信するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。